

10. 天草の巡検報告

竹内祥一郎・菱田哲郎

1. はじめに

科学研究費基盤研究(B)「聖地霊場の成立についての分野横断的比較研究」では、毎年、比較のために地域を集中的に検討するための巡検をおこなってきた。これまで、国内の巡見としては、讃岐・伊予地域(2019年)、出雲地域(2020年)を実施し、2021年は天草地域を中心にまわることにした。従来の検討では、仏教や神道と関係する聖地霊場を見てきたなかで、水を取る行為が聖地の重要な要件になっていることを把握してきた。今回は潜伏キリシタンの聖地を合わせて検討することにより、宗教を越えた特徴として捉えうるかを課題とし、さらなる比較研究に臨むための基礎資料とすることを目的としている。(菱田哲郎)

2. 巡検の概要

巡検は2021年12月25～27日に実施し、京都府立大学教員7名・博士後期課程院生1名が参加した。訪問先の各地では天草市立天草キリシタン館の平田豊弘館長に案内・解説の高配を賜った。

25日は天草四郎ミュージアム(熊本県上天草市大矢野町)で潜伏キリシタンに関わる展示を見学した。その後に訪問した正覚寺(熊本県天草市有明町)は、寛永14年(1637)の島原・天草一揆後に代官の主導で創建された寺院である。正覚寺建立以前の境内地にはキリシタンの布教活動の拠点である南蛮寺が存在していたとされ、キリシタン墓碑群や宣教師に由来する伝承をもつナギの木が現存している。また、正覚寺付近の個人宅に受け継がれてきたロザリオの聖母子銅牌も、所有者のご協力を得て見学することができた。巡検参加者からは、南蛮寺以前の境内地の聖地としての扱われ方や聖母子銅牌の使われ方などについて質問がなされた。

26日は天草キリシタン館(天草市船之尾町)で平田館長による天草地域の潜伏キリシタンやその聖地、または世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録、国の重要文化的景観「天草市崎津・今富の文化的景観」の選定に係る取り組みに関して説明を受けた。天草キリシタン館、天草コレジヨ館(天草市河浦町)見学後に今富集落の聖水汲場(天草市河浦町)を実見した。世界文化遺産の構成資産の1つである崎津集落(天草市河浦町)では、崎津教会や諏訪神社、崎津資料館みなと屋などを巡り、貝殻や身近な用具を信心具として代用しつつ、仏教や神道と共存しながら継続されてきた潜伏キリシタンの信仰への理解を深めるとともに、重要文化的景観として評価されている漁村の生活生業を見学した。また、郷土文化伝承館南風屋の皆様からは選定・登録に係る経緯や取り組みについて、貴重なお話をお聞かせ頂いた。その後は上田家資料館(天草市天草町)を訪れ、東教員が調査の概要・研究を継続している上田家文書を実見し、近世の庄屋史料にみえる潜伏キリシタンの動向を確認した。

27日はキリシタン墓地であるペーが墓（天草市五和町）を訪れ、聖地の立地や地域のなかの聖地の扱いについて平田館長に対して質問が上った。そののち、行政文書や地域史料の保存活用を担う天草市立天草アーカイブズを経て、島原・天草一揆に関連する富岡吉利支丹供養碑（千人塚）と富岡城（いずれも天草郡苓北町）を見学した。帰路には世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、重要な文化的景観「三角浦の文化的景観」に登録・選定されている三角西港（宇城市三角町）に点在する文化遺産を見学した。



図1 富岡吉利支丹供養碑の見学

3. 聖地の保存活用に関して

前記のとおり、12月26日には崎津集落の世界文化遺産・重要文化的景観の登録・選定の経緯と実践に関して、平田館長からご報告をいただいた。平田館長は2011年まで天草市文化課世界遺産登録推進室主幹として選定・登録を推進し、その後は情報発信の拠点である天草市立天草キリシタン館の館長を務められている。こうした第一線での取り組みの実例は、聖地の保存活用のために重要となると考えられる。以下に取り組みの概要を述べる。

当初、長崎県のキリスト教関連遺産の世界遺産登録は、教会群のみを対象として検討されてきたが、潜伏キリシタンの歴史を物語る長崎県や熊本県（天草）の集落も構成資産とする方針に転換した。これを背景として崎津集落の世界遺産登録は一層の進展を遂げた。世界遺産登録に際しては、国の文化財としての指定・選定が必要となるが、崎津集落では天草市の働きかけのもと、重要文化的景観の選定を目指した取り組みが始動した。その過程では学術的な調査研究とともに、地元でのワークショップを通じて継承すべき景観の討議がなされた。教会での信仰面の不安解消を経て合意形成が果たされた崎津集落は、2011年に「天草市崎津の漁村景観」として国の重要文化的景観に選定を受けた（翌年には今富集落を含んで「天草市崎津・今富の文化的景観」として追加選定）。さらに2018年には世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連資産」の構成資産として「天草の崎津集落」が登録された。

現在まで、選定に伴って定められた集落の保全方針をもとに、景観に配慮した家屋の修理修景や公共事業がなされてきた。例えば先述の今富集落の聖水汲み場附近に設けられた砂防えん堤の工事に際しては、水汲み場への水の流れを遮る工事案を退け、修景を施した施工がなされた。また、世界遺産登録を受けて増加する観光客に対して、集落の外縁部に駐車場を設けて集落内を歩いて散策させるよう整備・誘導をおこない、観光と住民の暮らしの調整を図っている。さらに、保存のためには文化遺産としての価値の周知が重要と捉え、地元のガイドや中高生による案内を支援・実施してきた。

このような、行政の主導による住民の合意や意志に基づいたハード面での修景・整備とソフト面での普及啓発は、地域における聖地を守り伝えるためのひとつの最適解であることがあらためて確認できた。

（竹内祥一朗）